

健康横浜21推進会議  
 歯科口腔保健推進検討部会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	職名
1	石黒 梓	鶴見大学短期大学部歯科衛生科 講師
2	川田 剛裕	横浜市医師会 神奈川県内科医学会 糖尿病対策委員会
3	佐藤 信二	横浜市歯科医師会 常務理事
4	塩山 母都子	横浜市東寺尾地域ケアプラザ 所長
5	清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
6	鈴木 裕子	国士館大学文学部教育学科 教授(横浜市学校保健審議会委員)
7	瀬戸 卓	横浜市薬剤師会 常務理事
8	田中 伸一	横浜市保健活動推進委員会 会長
9	藤田 淳志	横浜市私立保育園園長会 理事
10	堀元 隆司	横浜市歯科医師会 副会長
11	守分 光代	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長
12	山本 妙子	神奈川県栄養士会 副会長
13	山本 龍生	神奈川歯科大学 大学院歯学研究科 災害医療・社会歯科学講座 教授
14	渡辺 哲	神奈川県産業保健総合支援センター 所長

令和元年度 歯科口腔保健推進課長会議 名簿

	区・局	補 職	氏 名
1	金沢区	福祉保健課長	高橋 馨
2	栄区	福祉保健課長	林 千賀
3	保土ヶ谷区	高齢・障害支援課長	岩井 裕子
4	瀬谷区	高齢・障害支援課長	門脇 由美
5	青葉区	こども家庭支援課長	椎葉 桂子
6	こども青少年局	保育教育・人材課長	甘粕 亜矢
7		担当部長(こども福祉保健部こども家庭課担当課長)	鎌谷 研三
8		こども家庭課親子保健担当課長	丹野 久美
9		障害児福祉保健課長	内田 太郎
10	健康福祉局	障害企画課長	佐渡 美佐子
11		地域包括ケア推進課長	喜多 麻子
12		高齢在宅支援課長	本間 睦
13		生活支援課長	鈴木 茂久
14	医療局	医療政策課長	本間 明
15		がん・疾病対策課在宅医療担当課長	西野 均
16	教育委員会事務局	健康教育課長	植村 一人
17		健康教育課指導主事	吉澤 千春

事務局

	局	補 職	氏 名
1	健康福祉局	健康安全部長	氏家 亮一
2		健康安全部健康推進担当部長	藤原 啓子
3		健康安全部担当部長	佐藤 眞理代
4		担当部長(保健事業課担当課長)	田中 園治
5		保健事業課長	羽田 政直
6		保健事業課健康づくり担当課長	室山 孝子
7		保健事業課担当係長	宮下 公一
8		保健事業課健康づくり担当係長	安達 暢子
9		保健事業課健康づくり担当係長	柏原 広樹
10		保健事業課健康づくり担当係長	栗原 明日香
11		保健事業課健康づくり担当係長	春日 潤子
12		保健事業課	関 香月
13	こども青少年局	こども家庭課(歯科衛生士)	菊地 直子

## 健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日 健保事業第 4107 号 (局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### (担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

### (委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療専門家
  - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
  - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

### (臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療専門家
  - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

#### (会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

#### (部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

#### (会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康安全部保健事業課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 歯科口腔保健推進検討部会設置要綱

制定 令和元年 7 月 29 日 健保事第 1204 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、歯科口腔保健の推進に関して専門的見地から検討するため、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例（以下「条例」という。）第 11 条及び健康横浜 2 1 推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項に基づき設置する「歯科口腔保健推進検討部会」（以下「検討部会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

### （検討事項）

第 2 条 検討部会は、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）歯科口腔保健の推進に関する事項
- （2）その他必要な事項

### （構成）

第 3 条 検討部会は、要綱第 7 条第 2 項に基づき、健康横浜 2 1 推進会議（以下「推進会議」という。）の委員及び要綱第 4 条に基づき市長が任命した臨時委員のうちから推進会議の会長が指名する者をもって組織する。

### （任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### （部会長等）

第 5 条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。副部会長は、委員の中から部会長が指名する。

3 部会長は、検討部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長が欠けたとき、その職務を代理する。

### （会議）

第 6 条 検討部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員任命後、部会長選出前の検討部会の会議は、推進会議の会長が招集する。

2 部会長は、検討部会の会議の議長とする。

3 検討部会は、委員の過半数の出席により開催する。

4 検討部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、検討部

会の部会長の決するところによる。

- 5 検討部会を欠席する予定の委員は、第2条に関する意見を書面により事前に提出することができる。

#### (会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (意見の聴取等)

第8条 部会長は、検討部会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

#### (推進会議への報告)

第9条 検討部会は、会議内容を推進会議へ報告するものとする。

#### (守秘義務)

第10条 委員及び関係者は、検討部会の運営上知りえた秘密を厳守するとともに、これを他に利用してはならない。

#### (庶務)

第11条 検討部会の庶務は、健康福祉局保健事業課において処理する。

#### (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討会の会議に諮って定める。

附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

## 「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」の概要について

## 1 関係者の責務（第 4 ～ 7 条）

市の責務、市民の責務、歯科医療関係者の責務に加えて、保健医療関係者、事業者の責務を定めています。

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者との連携協力</li> <li>・市民が歯科口腔保健に関する知識を深め、活動参加を促進するための普及啓発等の施策</li> <li>・事業者等への情報提供、助言、その他の支援</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科検診や歯科保健指導を活用する等、日常生活において自ら歯科口腔保健の取組を行う</li> </ul>
等 歯 関 科 係 医 者 療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い歯科医療や保健指導の提供</li> <li>・保健医療等関係者、市との連携</li> </ul>
等 保 関 健 係 医 者 療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の口腔ケアや受診等を行うことが困難な方への支援</li> <li>・歯科医療等関係者、市との連携</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の歯科口腔保健の推進</li> </ul>

## 2 基本的施策（第 8 条）

- ① 市民の日常生活における取組（1号）
- ② 市民の定期的歯科検診受診勧奨及び歯科保健指導の勧奨（2号）
- ③ 妊婦及び胎児の健全な発育のための取組（3号）
- ④ 乳幼児、学齢期における取組と健全育成（4号）
- ⑤ 成人期における取組（5号）
- ⑥ 高齢期における取組（6号）
- ⑦ 障害児者の取組（7号）
- ⑧ 食育や生活習慣病に対する対策の推進（8号）
- ⑨ 喫煙による口腔内への影響に対する対策の推進（9号）
- ⑩ 歯科医療関係者、保健医療関係者への情報提供、連携強化を図るための体制の推進（10号）
- ⑪ 災害時における歯科口腔保健の推進（11号）

## 3 歯科口腔保健推進計画の策定（第 9 条）

歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に実施するため、健康横浜 2 1 と整合性を図り、歯科口腔保健推進計画を定めることとされています。

## 4 歯科口腔保健に特化した協議の場の設置（第 11 条）

歯科口腔保健計画の策定、歯科口腔保健の推進に関する重要事項を決めるにあたり、横浜市の附属機関である健康横浜 2 1 推進会議に意見を聴くこととなっているため、健康横浜 2 1 推進会議の部会として歯科口腔保健推進検討部会を設置します。



## ○横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成31年 2月25日

条例第 1 号

横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例をここに公布する。

## 横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例

## (目的)

第 1 条 この条例は、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者（労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持増進並びにこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、福祉又は教育に係る業務に従事する者であつて歯科口腔保健に関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 歯科検診 歯及び口腔の検診（健康診査及び健康診断を含む。）をいう。

## (基本理念)

第 3 条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしているという認識の下、市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組を推進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯並びに口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育、食育その他の歯及び口腔の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

## (市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び総合的か

つ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、神奈川県、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 市は、市民が歯科口腔保健に関する理解を深め、市民による歯科口腔保健に関する活動への参加を促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、歯科検診及び歯科保健指導を活用する等、生涯にわたって日常生活において自ら歯科口腔保健の取組を行うよう努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

- 第6条 歯科医療等関係者は、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。
- 2 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健（歯及び口腔の機能の回復によるものを含む。）の推進に関し、保健医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者及び事業者の責務)

- 第7条 保健医療等関係者は、その業務において、歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、日常生活において歯科口腔保健に関する取組が困難な者に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健の推進に関し、歯科医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
  - 3 事業者は、その従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組の推進に関すること。
- (2) 市民が、定期的に歯科検診を受けるための勧奨及び必要に応じて歯科保健指導を受けるための勧奨に関すること。
- (3) 妊娠中における歯科口腔保健の推進並びに歯科口腔保健を通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること。
- (4) 乳幼児期及び学齢期（小学校就学の始期から満18歳に達するまでの期間をいう。）における歯科

口腔保健の推進及び歯科口腔保健を通じた健全な育成に関すること。

- (5) 成人期（満18歳から満65歳に達するまでの期間をいう。）における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (6) 高齢期における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (7) 障害児及び障害者の歯科口腔保健の推進に関すること。
- (8) 歯科口腔保健の観点からの食育及び糖尿病その他の生活習慣病に対する対策の推進に関すること。
- (9) 喫煙による口腔内への影響に対する対策の推進に関すること。
- (10) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者に対する情報の提供その他連携強化を図るための体制の整備に関すること。
- (11) 災害時における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関すること。

（歯科口腔保健推進計画の策定）

第9条 市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、歯科口腔保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定する健康増進計画と整合性を図るとともに、市域における官民データ（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第1項に規定する官民データをいう。）を活用するものとする。

（財政上の措置）

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（意見聴取）

第11条 市長は、歯科口腔保健推進計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たっては、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）に基づく健康横浜21推進会議の意見を聴くものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# 横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例 ができました！

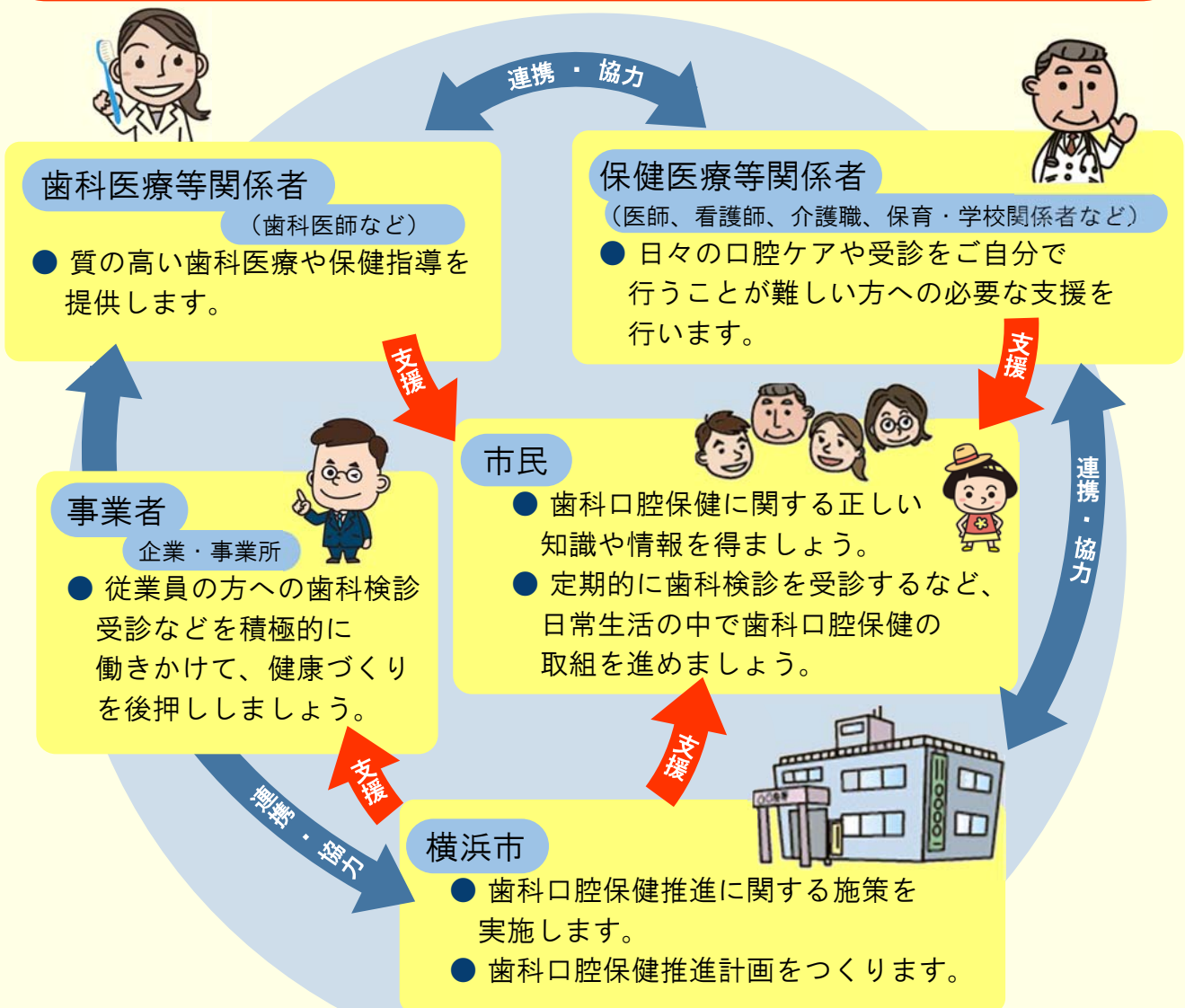
平成31年  
4月1日  
施行



子どもから高齢者まで、歯と口の健康づくりで毎日をいきいきと！

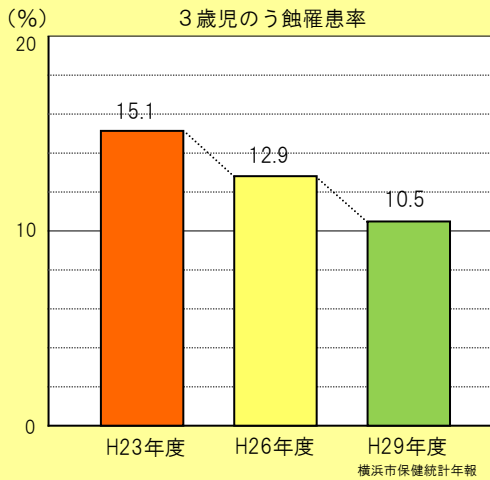
歯と口の健康づくりを通じて、市民の皆さまが健康でいきいきと毎日を過ごすことができるよう、市民の皆さま・歯科医療等関係者・保健医療等関係者・事業者の役割や、横浜市の基本施策などが定められました。

市民の皆さま、歯科医療や保健医療等に関わる皆さま  
みんなで歯と口の健康づくりに取り組みましょう！

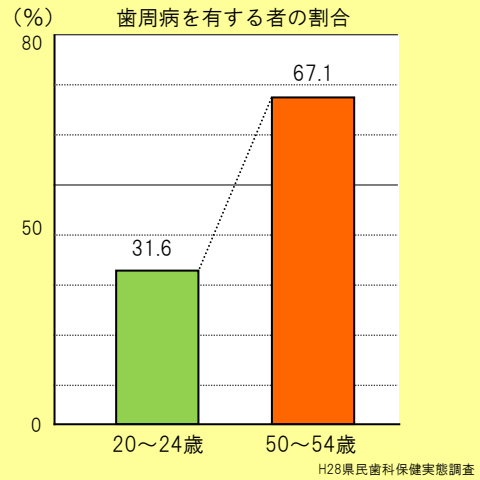


# 歯と口をめぐる現状～あなたのお口はどうか？～

むし歯のある3歳児の割合は減少しています！



歯周病にかかっている割合は20代でも約3割！  
50代は約6割に上ります！



- むし歯のある子どもは減少傾向にあります。これからも正しい歯みがき等を継続しましょう。
- 一方、歯周病にかかっている大人は多い状況です。歯周病は自分では気づかないうちに進行してしまいます。定期的にかかりつけ歯科医でお口のチェックを受けましょう。

## 歯と口の健康は、全身の健康に関係しています。 健全な発育や、健康寿命延伸にも大きく影響します！

### オーラルフレイル

噛む力など口の機能が衰える（オーラルフレイル）と、食べられる食品が減り、低栄養や体力の低下につながると言われています。

### 心筋梗塞

歯周病菌が原因で血栓をつくり、狭心症や心筋梗塞など心臓病のリスクを高めることがあります。

### 認知症

歯が減って噛む力が低下すると、脳への刺激が減り認知症の危険性が高まると言われています。

### 肺炎

飲み込む力が衰えると、食べ物や唾液と共に歯周病菌が気管に入り込み、肺炎を起こすことがあります。

### 動脈硬化

歯周病菌が血管を傷つけ、コレステロールを取り込み、動脈硬化を起こすと考えられています。

### がん治療

歯周病があると、がん治療の際に口内炎が重症化したり、手術後肺炎を起こす原因となることがあります。

### 低体重児 早産

妊娠中に歯周病が悪化すると、歯周病の炎症によって出る物質が子宮へ影響を及ぼし、低体重児出産や早産を招く可能性があると言われています。

### 噛む機能

乳幼児期、学齢期によく噛む習慣をつけることで、栄養を確実に吸収できる等、生涯の健康につながります。

### 糖尿病

糖尿病の人は免疫力が落ち、歯周病が悪化します。歯周病の炎症によって出る物質も、血糖値を下げるインスリンの効きを悪くして糖尿病を悪化させると言われています。



## 横浜市からのご案内

### ●横浜市妊婦歯科健康診査

妊娠期からの歯科口腔保健の取組が家族の健康づくりに重要です。ぜひ受診しましょう。[横浜市妊婦歯科健康診査](#) [検索](#)

### ●横浜市歯周病検診

歯周病は全身の健康に影響があります。定期的にチェックを受けて予防しましょう。[横浜市歯周病検診](#) [検索](#)

【歯科保健ライフステージ】													
年齢	胎児期	乳児期	幼児期				学童期			青年・成人期		高齢期	
	妊産婦	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	6歳～	12歳～	15歳～	18歳～	40歳～	65歳～	
歯科的特徴	妊産婦：生理的変化 胎児期：歯の形成期	・乳前歯の萌出期	・乳臼歯の萌出時期 ・むし歯菌感染の窓		・乳歯列の完成期		永久歯の萌出開始時期	・乳歯と永久歯の交換期 ・永久歯むし歯の多発期	・永久歯列完成期 ・歯肉の炎症が始まる時期	・第3大臼歯萌出 ・歯周疾患の発	・歯周組織の脆弱期 ・歯周病の急増	・歯の喪失開始時期 ・咀嚼機能の低下が始まる時期	・歯の喪失急増期 ・咀嚼機能の低下（義歯装着者急増）
ねらい	・妊娠中の口腔内変化への対応 ・丈夫な歯を作るための食生活 ・正しい歯科保健知識の普及啓発	・家族も含めたむし歯予防 ・歯みがきの動機づけ ・口腔機能の発達について ・事故予防	・乳歯のむし歯予防（乳歯の大切さ、歯みがき習慣の必要性） ・間食等の食生活指導 ・自分磨きと仕上げ磨き ・不良習癖の改善 ・不正咬合等の早期発見 ・かかりつけ歯科医（定期歯科健診）の必要性 ・第一大臼歯の重要性		・乳歯のむし歯予防（乳歯の大切さ、歯みがき習慣の必要性） ・間食等の食生活指導 ・自分磨きと仕上げ磨き ・不良習癖の改善 ・不正咬合等の早期発見 ・かかりつけ歯科医（定期歯科健診）の必要性 ・第一大臼歯の重要性		永久歯のむし歯予防 永久歯むし歯の早期治療の推進 ブラッシングの習慣化 不正咬合の早期発見	永久歯のむし歯予防 永久歯むし歯の早期治療の推進 ブラッシングの習慣化 不正咬合の早期発見			・正しい歯科保健知識の普及啓発 ・歯周病予防 ・口腔清掃の徹底	・歯周病の早期治療推進 ・正しい歯科保健知識の普及啓発 ・歯周病予防 ・口腔清掃の徹底	・口腔機能の低下予防 ・咀嚼機能の維持 ・咀嚼機能の回復 ・口腔清掃の徹底 ・義歯の手入れ ・誤嚥性肺炎の予防
具体的な事業	母親教室（両親教室） 妊婦歯科健診	4か月児健診	1歳6か月児歯科健診	3歳児歯科健診	就学時健診	児童・生徒の定期健康診断（歯科検診） 巡回歯科保健指導	児童・生徒の定期健康診断（歯科検診） 巡回歯科保健指導		歯周病予防教室		歯周病検診（40歳・50歳・60歳・70歳）	オーラルフレイル予防・啓発 介護予防事業 後期高齢者訪問歯科健診	
妊産婦歯科相談・乳幼児歯科相談（0歳から就学未満児） 保育所入所児童に対する歯科健診・歯科保健指導 保育所職員対象の歯科保健研修 児童虐待防止（歯科健診時や歯科医療の現場からの発見・支援）													
歯と口の健康週間事業（区&中央行事）・健康づくり月間事業													
医療	休日・夜間歯科診療（歯科保健医療センター） 心身障害児・者歯科診療事業（地区協力医療機関・歯科保健医療センター） 通院困難者等訪問歯科診療事業（歯科保健医療センター）【地区歯科医師会は在宅寝たきり高齢者等訪問歯科診療】 在宅医療連携拠点 / 在宅歯科医療連携室 周術期口腔機能管理の推進												
推進計画	子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度） 第3期横浜市教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度） 第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度） 第2期健康横浜21（平成25年度～令和4年度） よこはま保健医療プラン2018（平成30年度～令和5年度） 第2期横浜市食育推進計画（平成28年度～令和2年度） 第3期横浜市障害者プラン（平成30年度～令和2年度）												